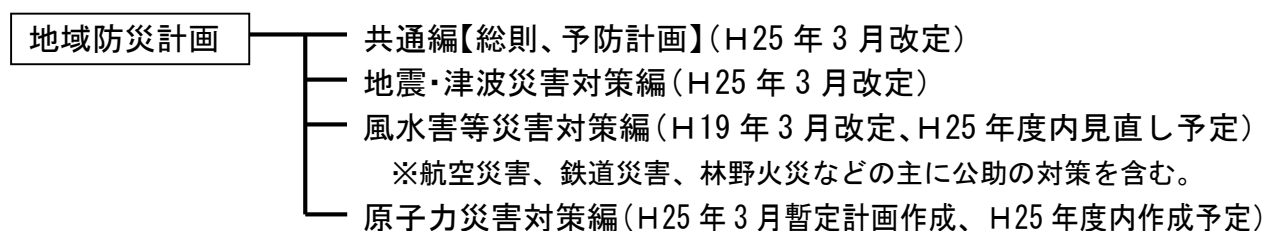


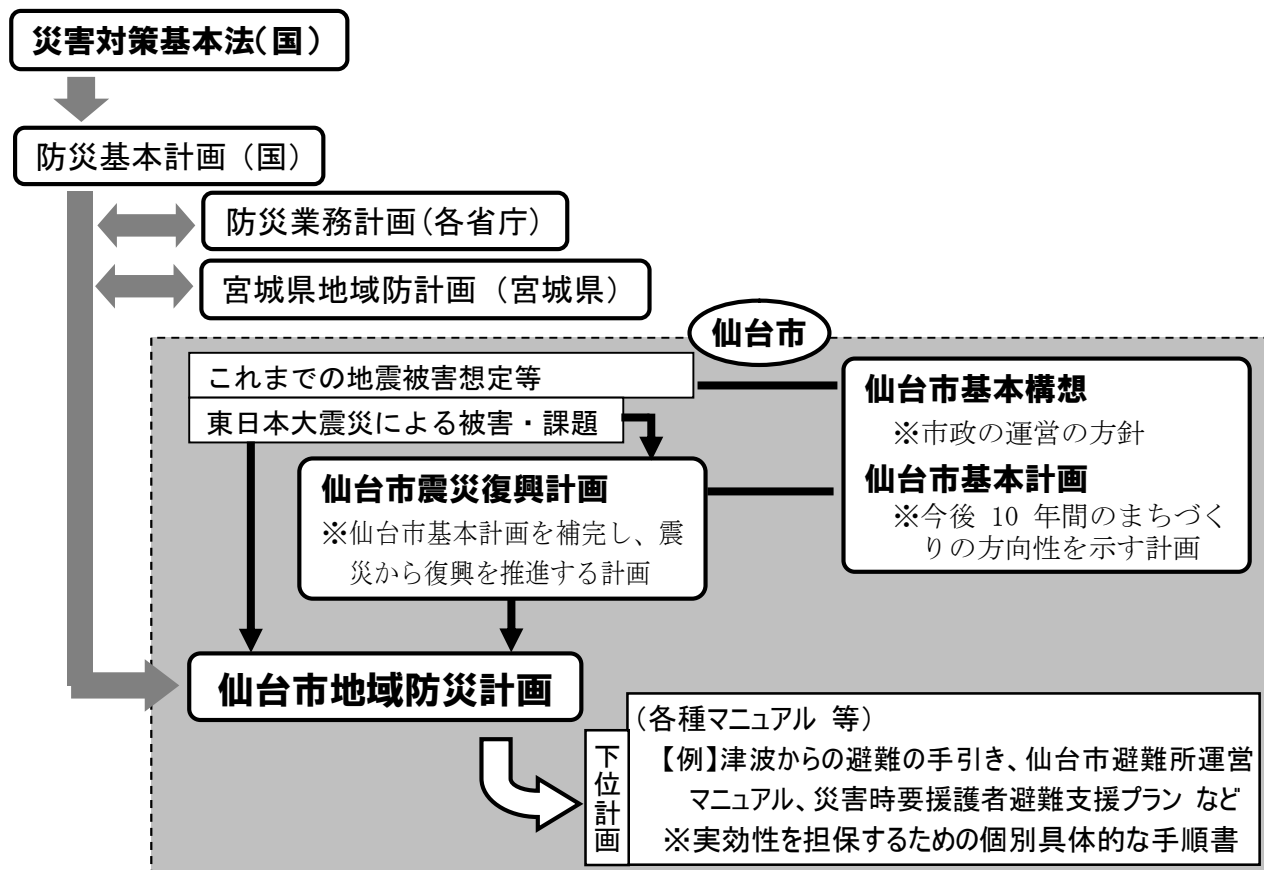
平成25年度 仙台市地域防災計画の見直しについて

1 仙台市地域防災計画

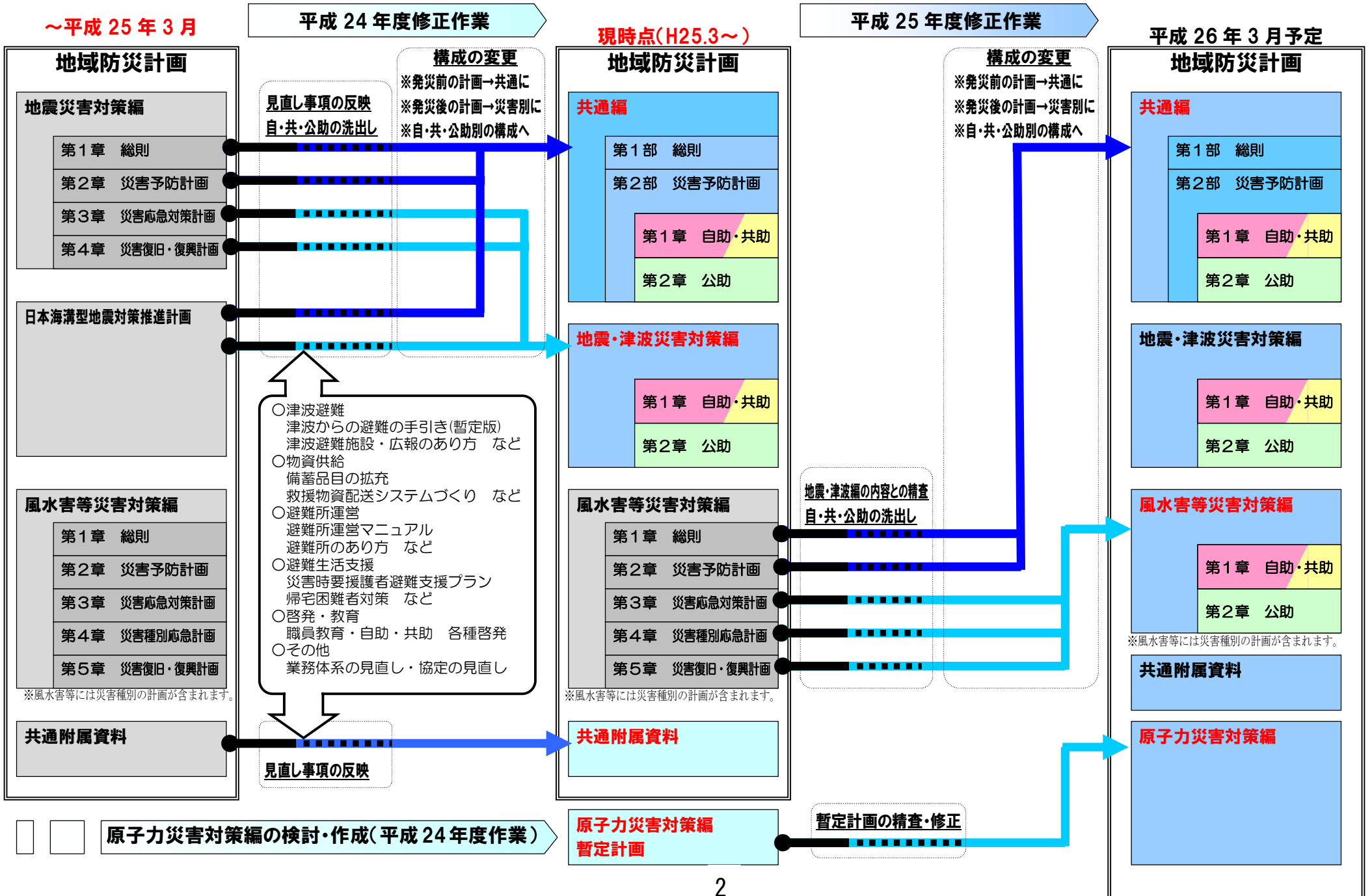
本市の防災に関する最も基本となる計画であり、仙台市の地域における地震・津波災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護することとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、市民による「自助」、地域・企業等による「共助」、本市や関係機関による「公助」、それぞれにおける取組みの大綱について定めたもの



2 各種計画との関係



3 仙台市地域防災計画改正経過と構成



4-1 風水害等災害対策編の見直しについて

(1) 見直しの背景

ア 東日本大震災の影響

- 大雨・洪水警報等の基準を引き下げた暫定基準を適用中
- 市民の「自助・共助」による防災・減災の意識・関心の高まり

イ 全国的にこれまで経験したことのないゲリラ豪雨の増加

- 中小河川の氾濫、内水による浸水、急傾斜地等での土砂災害等発生の可能性の増大

ウ 関係法令との整合

- 災害対策基本法、水防法及び気象業務法などの一部改正に伴い本市地域防災計画との整合を図る必要

(2) 見直しの基本的な考え方

ア 「自助・共助」の取組の明記

- ①風水害においても出来る限り被害を小さく抑えるには、「公助」のみではなく「自助・共助」との連携・協働が重要。
- ②関係機関の取組のみを記載していた風水害等災害対策編に、平成24年度に見直しを行った地震・津波災害対策編と同様、「自助・共助」を盛り込むことで、それぞれの役割を認識し共有する。

イ 想定外をなくすための危機管理（近年経験のない風水害への体制の強化）

- ①地震災害より高い発生頻度の風水害に備える。
- ②近年本市においては、風水害の大きな被害の例はないが、全国的に見た場合、これまで経験したことのないゲリラ豪雨などの災害発生が懸念される。
- ③本市においても風水害に対して十分な危機管理を行っていくことが必要。
- ④近年の国や先進自治体の動向も踏まえ、想定外が起きないように風水害等災害対策編を見直す。

ウ 市民自ら適切な安全確保行動が行えるような取組の推進

- ①風水害においては、行政が十分に対応することが難しい場合もあることから、災害の兆候を察知し、自ら安全確保行動を図れる自助の力が重要。
- ②災害時において、市民自らが必要なリスク回避を行えるように、市内の各地域特性による災害リスクに関する情報を充実させるとともに、各種警戒情報などを分かりやすく、迅速かつ的確に伝達する必要。
- ③そのため、行政側においても各種警戒情報の整理とその内容に応じた市の対応体制の明確化を図る。

4-2 地域防災計画（風水害等災害対策編）の主な見直し事項

(1) 「自助・共助」の取組の明記

備え	<ul style="list-style-type: none"> ①ハザードマップによる危険箇所の確認 ②気象情報確認の習慣付け、避難行動の確認、自宅周辺の安全対策 ③土のう等の応急対策資機材の準備 ④自衛水防組織の設置、避難確保計画又は浸水防止計画の作成等（水防法に定める地下街や社会福祉施設等） ⑤緊急速報メールやテレビのデータ放送などによる防災情報の収集方法の確認
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ①気象等の防災情報に注意する ②避難の準備と状況の確認、避難勧告等の情報への注意 ③周辺の安全を確認し、速やかに避難 ④地下やアンダーパスへの進入回避 ⑤状況に応じた安全確保行動（自らの判断による避難、次善の対応として自宅の安全な場所への待避） ⑥土砂災害の前兆現象の周囲への知らせと早期避難、併せて消防等への通報

(2) 想定外をなくすための危機管理（近年経験のない風水害への体制の強化）

災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報が発表された場合には、雨量データや宮城県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度などを総合的に勘案し、災害警戒本部を設置、警戒配備を発令 ②気象特別警報発表により災害対策本部を設置、非常配備を発令
--------	--

(3) 市民自ら適切な安全確保行動が行えるような取組の推進

備え	<ul style="list-style-type: none"> ①風水害基礎調査と既往風水害等の整理 ②災害予想地域、避難所等の所在地などを記載した土砂災害を含む各種ハザードマップを作成し、広く周知
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報が発表された場合には、雨量データや宮城県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度などを総合的に勘案し、区域（土砂災害危険箇所等）を限定して避難準備情報を発令 ②情報伝達の多重化として消防車両、広報車による巡回広報、杜の都防災メール等に加え、公共情報コモンズ（テレビのデータ放送等）も活用

4-3 計画の加筆・修正のポイント

(1) 共通編（総則、予防計画）

ア 第1部 総則 第2章 災害想定のおえ方

行政と住民が共有することが必要な地域で起こりうる災害の具体的イメージを提示した。

項目	節	内容	頁
災害想定	2	○風水害基礎調査	19
	3	○既往風水害等の整理	35

イ 第2部 災害予防計画 第1章「自助・共助」

市民が自らの状況を適切に判断し、自発的・自主的に行動することが重要であることから、平時からの取組みとして災害情報や避難情報の種類・入手方法の理解、それらに基づく避難行動等の確認などについて明記した。

項目	節	内容	頁
家庭や事業所で災害に備える	2	○風水害に備える	61
		・ハザードマップによる危険箇所の確認	62
		・気象情報確認の習慣付け、避難行動の確認、自宅周辺の安全対策	62
		・土のう等の応急対策資機材の準備	62
安全を確保するための行動を確認する	5	○風水害時の行動のポイント・確認	78
		・状況に応じた安全確保行動の確認（自らの判断による避難、次善の対応として自宅の安全な場所への待避） ・緊急速報メールやテレビのデータ放送などによる防災情報収集方法の確認	79

ウ 第2部 災害予防計画 第2章「公助」

市民が災害時に迅速・的確に安全確保行動をとることができるようハザードマップの充実を図ることとした。

項目	節	内容	頁
避難体制の整備	1	○避難所・避難行動の周知 ・災害予想地域、避難所等の所在地などを記載した各種ハザードマップを作成し、広く周知	93
風水害災害の予防	3	○住民協力による浸水被害軽減対策 ・雨水枡周辺の清掃、土のうを用いた共助による被害軽減策についての周知、啓発	108

(2) 風水害等災害対策編

ア 第1章 「自助・共助」

市民は、緊急時に市や防災関係機関が発する各種防災情報を確実に得て、自ら状況を適切に判断し、迅速・適切に自らの命を守るための安全確保行動をとることとした。

項目	節	内容	頁
風水害等による被災を防ぐ	1	○気象等の防災情報に注意する ・大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報に注意	1
		○風水害から身を守る ・避難の準備と状況の確認、避難勧告等の情報への注意	2
		・地下やアンダーパスへの進入回避 ・土砂災害警戒情報に注意、土砂災害の前兆現象に気付いたら、周囲に知らせ速やかに避難、併せて消防等へ通報する	2
適切な避難行動を行う	3	○周辺に浸水や道路冠水が見られない場合 ・周辺の安全を確認し速やかに避難	7
		○周辺に浸水や道路冠水が始まっている場合 ・浸水中は無理な避難を避け、自宅2階などへ緊急的に避難する	8
		○土砂災害の危険性がある場合 ・避難所への避難が困難なときは、近隣の頑丈な建物の2階以上や自宅の2階の崖から離れた部屋などへ避難	8

イ 第2章 「公助」

土砂災害に係る予兆段階で発信する避難準備情報発令の基準を明確にするとともに気象特別警報発表等の行政側の防災組織体制の強化を行った。

項目	節	内容	頁
災害対策活動体制	2	○災害警戒本部体制 ・土砂災害警戒情報が発表された場合には、雨量データや宮城県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度などを総合的に勘案し、災害警戒本部を設置、警戒配備を発令	30
		○災害対策本部体制 ・気象特別警報発表により災害対策本部を設置、非常配備を発令	32
避難計画	4	○避難勧告等の実施 ・土砂災害警戒情報が発表された場合には、雨量データや宮城県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度などを総合的に勘案し、区域（土砂災害危険箇所等）を限定して避難準備情報を発令	46
災害情報の収集伝達計画	8	○災害情報の収集・伝達 ・情報伝達の多重化として公共情報コモンズ（テレビのデータ放送等）を追加	73

5-1 地域防災計画【原子力災害対策編】中間案の策定について

(1) 中間案について

平成25年3月に地域防災計画【原子力災害対策編】暫定計画を策定したが、その後示された国の指針や県の計画との整合や、関係機関等との協議を踏まえて、加筆、修正等を行い、中間案をとりまとめた。中間案について、防災会議で承認を得た後、中間案に関するパブリックコメント等を実施し、年度内に計画をまとめる。

(2) 暫定計画からの主な変更点

中間案において加筆、追加した事項は次の通りである。

ア 第1章「総則」

防災関係機関等と協議、調整を行い、原子力災害が発生した場合の防災関係機関の役割と業務大綱や、市の活動体制を新たに定めた。

項目	節	内 容	頁
各主体の役割と業務大綱	6	・防災関係機関の役割と業務大綱	16
市の活動体制	8	・原子力施設の緊急事態区分に応じた対応体制とその組織、及び職員の配備・動員計画、事務分掌	22

イ 第2章「9つの施策パッケージ」

暫定計画では対応の方向性の記載に留まっていたが、緊急事態区分や事態の進展に応じた対策を定めた。

項目	節	内 容	頁
情報収集と連絡体制	1	・東北電力との通報連絡協定の締結を踏まえ、情報の入手方法の多重化、事態の進展に応じた情報収集体制	37
市からの情報発信	2	・市民等や関係機関への情報伝達の流れ ・総合市民相談窓口の対応内容と必要な要員 ・対象に応じた風評被害対策の実施	43
環境モニタリング	3	・平常時や事態の進展に応じた緊急時モニタリングの目的や体制、項目	47
退避・避難・避難受入れ	4	・基本となる屋内退避や可能性のある一時移転の計画 ・災害時要援護者等の一時移転の支援体制の整備 ・避難受入れ施設の選定	52
被ばく対策	5	・安定ヨウ素剤について、配備・運用計画の作成、事態の進展に応じた運用 ・スクリーニング、被ばく医療体制について、運用マニュアルの整備や、実施の考え方 ・国や県で行う健康調査等への協力	58
飲食物の安全確保	6	・出荷制限・摂取制限時の情報伝達と飲食物供給	63
除染	7	・除染計画作成時の留意点や除染の優先順位の考え方	65

項目	節	内 容	頁
資材調達・備蓄 ・ロジスティクス	8	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の策定に伴い，必要となる設備や資材等の例示 ・配備・運用計画に基づく安定ヨウ素剤の備蓄 ・緊急輸送の優先順位 	67
知識普及・啓発，防災訓練	9	<ul style="list-style-type: none"> ・対策要員の育成の視点 	70

(3) 今後の主な課題

国の指針や県の計画において，原子力発電所から30km以遠の地域の防護対策や，事故発生後の中長期にわたるモニタリングのあり方と自治体の役割分担，安定ヨウ素剤の投与の判断基準及び具体的手順，広域避難計画や被ばく医療体制等が示されていない。これら対策の明示を受けて，本市の対策の具体化を図る必要がある。

5-2 計画の加筆・修正のポイント

※共通編 : 本市地域防災計画【共通編】

※地震・津波編 : 本市地域防災計画【地震・津波災害対策編】

※県計画 : 宮城県地域防災計画【原子力災害対策編】

(1) 「第1章 総則」について

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.3策定予定)	ページ
第6節 各主体の役割と業務大綱	○共通編を準用	●共通編及び県計画を踏まえ、新たに作成	16～20
第7節 原子力防災体制等の整備	—	●県計画を参考に、原子力防災部会の位置づけ、及び学識経験者などの専門家の助言を得ることについて、新たに記載	21
第8節 市の活動体制 1. 災害対策活動体制	○原子力施設の緊急事態区分と組織体制の対応関係を記載 ○今後の国の指針の動向を踏まえて具体的な活動体制を検討	●地震・津波編を準用し、「仙台市災害対策本部運営要領」及び「非常配備等に関する要領」に基づき、作成	22～31
第8節 2. 職員の配備・動員計画	○組織体制に対応した職員配備の方向性を記載		31～35
第8節 3. 各局区事務分掌	—	●共通編を参考に、新たに作成	35～36

(2) 「第2章 9つの施策パッケージ」について

- 全体共通の修正事項として、事故が発生したときに、緊急事態区分・基準値に応じて、どのような体制で、どのような対応を実施するか、事態の進展にどう対応するかについて加筆（暫定計画では、対応の方向性を示すに留まっている）

	暫定計画 (H25. 3. 19)	本計画 (H26. 2 策定予定)	ページ
第1節 情報収集と連絡体制	○関係機関との情報収集体制の整備・検討の方向性について記載	●東北電力との通報連絡協定締結を踏まえた記述の修正	38
	○事故発生後の対応として、事故発生後に東北電力から通報連絡を受け、参集連絡を行うとともに更なる情報収集を実施することについて記載	●東北電力からの通報連絡の第1報の受信等のケース別対応、原子力施設の緊急事態区分別の災害対策活動体制の発令、緊急時情報収集連絡系統について加筆	40～41
第2節 市からの情報発信	○平時の備えとして、 ・市民等への情報伝達体制 ・事故発生後の市民相談窓口の整備 ・風評被害対策の整備の方向性について記載	●市民等への情報伝達に関する考え方を加筆	43
	○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●市民等への情報伝達連絡系統を加筆 ●施設敷地緊急事態発生後、総合市民相談窓口を市役所内に設置すること、必要な要員について加筆 ●全面緊急事態発生後に風評被害対策を実施することについて加筆	44～45 45～46 46

	暫定計画 (H25. 3. 19)	本計画 (H26. 2 策定予定)	ページ
第3節 環境モニタリング	<p>○平時の備えとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング実施要領を策定すること ・モニタリング要員を確保すること ・モニタリングポスト及びその他必要機器を整備すること ・平常時モニタリングを実施すること ・モニタリング情報の関係機関との共有体制を整備すること <p>について記載</p>	<p>●構成の変更</p> <p>●平常時モニタリングのねらいについて加筆</p> <p>●モニタリングの機器整備については、第8節にまとめて記載</p>	47
	<p>○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載</p>	<p>●原子力施設の緊急事態区分別の緊急時モニタリングの内容について加筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時～警戒事態 : 平常時モニタリング ・施設敷地緊急事態 : 緊急時モニタリング準備体制発令 ※モニタリングポスト等監視強化 ・全面緊急事態 : 空間放射線監視強化体制発令 ※モニタリングポスト等監視強化継続 ※随時計測実施 (市内各所) ※緊急時モニタリング実施計画作成 ・プルーム通過時 : ※随時計測実施 (市内各所) 停止 ※モニタリングポスト等監視強化継続 ・プルーム通過後 : 緊急時モニタリング開始 【初期段階】 ※市域の空間放射線量を幅広く速やかに計測 ※水道水のモニタリング強化 【市域計測後】 ※緊急時モニタリング実施計画の見直し (空間放射線量, 放射性物質) ※緊急時モニタリング継続 ・復旧段階 : 復旧段階のモニタリングへの移行 	48～51

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第4節 退避・避難・避難 受入れ	<p>○平時の備えとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・来訪者の退避・避難の収容活動に必要な事項を整理すること ・災害時要援護者等の避難誘導・移送体制を地域団体の協力を得ながら整備すること ・他市町からの避難受入れ体制について、県等からの要請に基づき検討すること ・他市町からの一次避難者の避難施設リストを整備すること ・災害地域住民等に係る記録等を準備すること <p>について記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・来訪者の屋内退避・一時移転計画を策定することを加筆 ●地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制等の整備について加筆 ●災害時要援護者等の支援者の被ばく対策実施体制の整備について加筆 ●学校等施設における屋内退避実施体制の確保、生徒等の保護者への引渡しルールを定めることについて加筆 	52 53 53 53
	<p>○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・来訪者を対象に、屋内退避・一時移転計画に基づき、原子力施設の緊急事態区分別の屋内退避・一時移転を実施することについて加筆 <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態：屋内退避準備体制発令 ・全面緊急事態：屋内退避準備体制発令 ・放射性物質大量放出：屋内退避指示（自宅等へ） ・プルーム通過後：一時移転実施（20μSv/h超の地域） ●治安の確保及び火災の予防についての対応を加筆 	54～55 57

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第5節 被ばく対策	○平時の備えとして、 ・安定ヨウ素剤の配備・運用 ・スクリーニング等被ばく対策の実施体制 ・医療機関における検査・被ばく医療体制 ・汚染状況に応じた健康調査 について国の指針を踏まえて検討することを記載	●安定ヨウ素剤の配備・運用について次の内容を加筆 ・国の指針及び県計画を踏まえて、安定ヨウ素剤配備・運用計画を策定すること（全年齢対象、乳幼児・児童生徒、妊婦への優先配布） ・原子力施設の緊急事態区分別の安定ヨウ素剤の運用について加筆 ※施設敷地緊急事態：安定ヨウ素剤服用準備体制発令 ※全面緊急事態：安定ヨウ素剤服用指示 （屋内退避指示の前、指定避難所等において） ●スクリーニング、被ばく医療について次の内容を加筆 ・スクリーニング及び身体除染マニュアルを整備すること ・スクリーニング及び簡易除染を、市民の一時移転避難施設、避難者受入れ避難施設の救護所等において実施すること ・簡易除染実施後も基準値を超える被災者は、県保健福祉事務所、初期被ばく医療機関等に搬送して措置すること ・県が実施する初期被ばく医療以降の緊急時医療に協力すること、必要に応じて本市としての初期被ばく医療の体制整備を図ること ●健康調査について次の内容を加筆 ・一時移転した市民や他市町からの避難者を対象に、被ばく評価のため行動調査（被災者住民登録票）を実施すること ・国や県が長期にわたって実施する健康調査に協力する体制を定めること ●災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備について加筆（第7節 除染 から第5節に移動）	58, 60
	○事故発生後の対応として、平時の備えで検討した内容に基づき、各対応を実施することについて記載		58～59 61～62
			59, 62
			59, 62

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第6節 飲食物の安全確保	○平時の備えとして、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する本市の体制を整備することについて記載 ○事故発生後の対応として、平時の備えで検討した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●全面緊急事態発生後、放射性物質の大量放出に至り、緊急時モニタリングの結果から本市域において出荷制限・摂取制限を実施することが必要な事態に至ったと判断される場合の連絡系統、県、関係機関と協力して飲食物の調達・供給を実施することについて加筆	63～64
第7節 除染	○平時の備えとして、 ・除染マニュアル ・除染体制、汚染物処分 ・除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制を整備することについて記載 ○事故発生後の対応として、平時の備えで検討した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●除染対象として、「市が管理する施設等」と加筆 ●原子力施設の緊急事態区分に対応した除染活動について加筆 ・放射性物質の大量放出：除染が必要な区域の分析や除染実施体制及び手順の確認 ・復旧段階：除染実施計画の策定、除染開始 ●除染実施にあたっての優先順位について加筆 ・子供等を中心に市民が多く集る施設 ・空間放射線量率の高い地区 ●汚染土壌等について、関係法令等に従い、国、県と連携して処分することを加筆 ※除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策については、第5節 被ばく対策 にまとめて記載	65～66
第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス	○安定ヨウ素剤の調達・備蓄について検討することを記載 ○スクリーニング用機材を配備すると記載 ○防護・除染対策用備品を配備すると記載 ○防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材を配備すると記載 ○資機材・人材の輸送体制を整備すると記載	●「第3節 環境モニタリング」の加筆結果を踏まえ、環境モニタリング設備・機器の整備・維持を加筆 ・空間放射線量測定用（モニタリングポスト、サーベイメーター、簡易測定器等） ・放射性物質測定用（ゲルマニウム半導体検出器、NaIシンチレーション検出器） ・校正の適宜実施（機器の維持管理） ●生活必需品について、共通編の枠組みの中で検討、調達、備蓄すること、他市町からの避難者のための生活必需品については県及び関係市町等と協議することを加筆	67 67

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
		<ul style="list-style-type: none"> ●安定ヨウ素剤について、国の指針を踏まえ、屋内退避・一時移転計画及び安定ヨウ素剤配備・運用計画に基づき備蓄、維持管理することを加筆 ●身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材を配備することを加筆 ●緊急輸送の優先順位を加筆 	67 68 69
第9節 知識普及・啓発、 防災訓練	<p>○市民等に対する知識普及・啓発の考え方と主な手法、留意点（災害時要援護者等、男女ニーズの考慮等）を記載</p> <p>○対策要員の育成のため研修を実施すること、他機関が実施する研修を活用することを記載</p> <p>○防災訓練を実施すること、その際実践的な内容となるように工夫すること、事後評価を行い、活動体制等の見直しを実施することを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対策要員の育成のための研修について、育成の視点を加筆 	70

6 今後のスケジュール

平成25年

10月25日(金) 防災会議（地域防災計画中間案の審議）

11月 8日(金) パブリックコメント（12月9日まで）

※市政だより11月1日号掲載予定

平成26年

2月上旬 原子力防災部会の開催（原子力災害対策編の検討）

防災会議幹事会議（地域防災計画修正案の検討）

2月中旬 防災会議（地域防災計画修正案の審議、修正地域防災計画の決定）